

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 号
件 名	情報公開請求に対する決定通知書の「速やかに」を条例に盛り込むことについて
要 旨	<p>新潟市情報公開条例第9条には、公開請求があった日から14日以内に、公開するかどうかの決定をしなければならない。決定をしたときは、速やかに書面により決定の内容を公開請求者に通知しなければならないと規定されています。</p> <p>市民生活課は、4月20日受付、5月2日決定、消印5月3日、18時—24時、届いた日5月5日。市民協働課は、4月20日受付、5月2日決定、届いた日5月10日。男女共同参画課は、4月20日受付、5月8日決定、消印5月8日、18時—24時、届いた日5月10日。監査委員事務局は、4月20日受付、5月8日決定、消印5月9日、12時—18時、届いた日5月11日。いずれも4月20日に受付しており、14日以内の決定日は5月4日となります。郵便の集配は祝日でも毎日行われており、祝日の5月5日は配達もしています。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「速やかに」を具体的な日数で、条例に記載すること。</p> <p>2 民法の規定（第140条初日不算入の原則、第142条期間の満了）を内部手引に記載するだけでなく、条例にも盛り込むこと。</p> <p>3 「公開請求があった日から14日以内」を「公開請求があった翌日から14日以内」と条例を改正すること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第1項 ～ 第3項</p> <p style="text-align: right;">} 総務常任委員会</p>
受 理	令和5年5月31日 第138号